

〔平成28年4月1日〕
〔海港航第2号〕

1. 基本的考え方

本ポリシーは、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）における知的財産の「創出」とその技術移転による社会への還元に係る知的財産の「保護」・「活用」の知的創造サイクルを適切に機能させ管理していくための基本方針を定めるものである。

研究所は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）に関する調査、研究及び開発等（以下「研究開発」という。）を行うことにより、交通の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することを目的としている。

研究所は、この目的を達成するため、主に国土交通政策を技術的側面から支援している。技術的知見を社会に提供する一つ的手段として、求められる技術の特性や公共性等を踏まえつつ研究活動の成果を知的財産として確保に努めると共に、技術移転を行うことは、研究所が社会還元を図る上で極めて有効な方法であり、かつ、重要な責務である。

また、研究成果が活用されていることを、知的財産権の形で示すことは、研究所の社会貢献が認知され、研究所の評価を高めることにもつながる。

この責務を達成するため、研究所は、技術移転が期待できる質の高い知的財産権の創出を重要な目標の一つとし、研究企画段階から、研究の実施、その成果の社会への普及・還元、フォローアップまで一貫したプロジェクトライフサイクルマネジメント機能の強化を組織全体で戦略的に実施する必要がある。

2. 定義

(1) 知的財産

知的財産とは、発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発明又は解明がされた自然の法則又は現象であって産業上の利用可能性のあるものを含む。）、及びノウハウ、データその他の事業活動に有用な情報並びに成果有体物をいう。

(2) 知的財産権

知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3. 知的財産・知的財産権の帰属

研究所は、研究所における研究成果として役員及び職員（任期制職員を含む。以下、「職員等」という。）が創出した知的財産及び知的財産権について、その確保からその技術移転までを戦略的かつ組織的に対応し、社会への的確な還元を図るため、原則と

て、研究所に帰属させ適正に管理する。

4. 知的財産の創出

研究開発による知的財産の創出にあたっては、その技術分野における社会ニーズを的確に把握し、積極的に技術移転が期待できる質の高い知的財産の創出を目指すものとする。このような知的財産を創出するためには、研究開発の成果を単に一つにまとめて知的財産とするのではなく、研究の初期段階から、具体的な適用場面での他の技術等に対する優位性や国内外における技術動向等を踏まえて戦略的に研究の方向性を決定し、知的財産権の取得を意識することが重要である。

また知的財産創出を研究の方向性に戦略的に反映させるためには、研究評価においても、知的財産の視点を取り入れることが重要である。

5. 知的財産権の取得と維持

(1) 権利取得の考え方

研究開発の成果を普及させるための手段として、知的財産権として権利化し、実施許諾先の活動を通じて行う方法と、知的財産の権利化を行わず、技術基準として一般的に活用させ、あるいは論文発表等により普及させる方法等がある。

研究所では、原則として、次の①から⑤に該当する知的財産について権利取得の手段を講じるものとする。

- ① 権利を積極的に保護及び活用することにより技術の普及やさらなる向上が見込める知的財産
- ② 権利の有効性・有用性が高く実施許諾による自己収入が見込める知的財産
- ③ 第三者が先に権利を取得してしまうことにより技術の普及や研究所の活動が妨げられることが懸念される知的財産
- ④ 国内産業の保護のため、権利化が必要と判断される知的財産
- ⑤ その他必要と認められた知的財産

なお、広くて強い権利範囲が取得できるように、知的財産権の取得に努めるものとする。

また、国外における権利取得については、その有用性を十分に考慮した上で相手国を厳選し出願と権利化を進めることとする。

(2) 特許権の取得

研究所は、研究成果を特許権として保護するうえで、質の高い知的財産を適切に確保するため、研究計画の初期段階から戦略的な権利確保を図り、また、技術移転の可能性を向上させるため、広くて強い権利範囲の特許権が取得できるように努める。

(3) 特許権以外の知的財産権の取得

特許権以外の知的財産権として、実用新案権、意匠権、商標権やプログラム、データベース等の著作物がある。権利化して保護する必要のあるもの、技術移転等の可能性があるものについては、適否について個別に判断し、該当する知的財産権の取得に努める。

(4) ノウハウ

知的財産権として公開せず、ノウハウとして秘匿しておくことが、結果的に国内企業の保護等につながる場合もありうる。権利取得の適否については、個別に判断する必要がある。

(5) 維持管理

研究所が保有する知的財産権については、研究所の重要な財産として適切に管理していくものとする。

特に、権利化された知的財産で、維持経費を必要とするものについては、適切な時点で今後の実施の見通しや権利を維持する必要性及び経費の効果的利用を整理し、権利維持・放棄等を含めて適切に管理していくこととする。

(6) 侵害対応

研究所は、知的財産の帰属等に関わる係争や知的財産権の権利侵害については、速やかに事実関係を正確に把握するとともに、必要に応じて外部の専門家の助言等を受け、侵害行為であると認められるものについては、関係法令等に基づいて組織として対処する。

6. 知的財産権の活用

研究所は公的機関であり、自ら知的財産権の実用化・事業化を行わない不実施機関であることから、取得された権利は公共の利益が損なわれず、社会の秩序・安全に脅威を与える目的でない限り誰でも自由に使用できるものでなければならない。

その目的のため、研究所が保有する知的財産権については、研究所のホームページ等を活用して広報に努めるものとする。

(1) 実施許諾

研究所の知的財産は社会全体の共有財産であることから、社会の秩序・安全に脅威を与える目的でない限り誰でも自由に使用できるものでなければならず、実施許諾を希望する者が一定の技術的能力と経済的能力等を有していれば許諾するものとする。

(2) 実施料等

研究所が保有する知的財産権の使用については、研究所業務の活性化や研究者の意欲向上等を図るとともに、取得した知的財産権の有効活用のため、原則として、実施許諾等の技術移転を行い、その実施者から実施料を徴収する。

ただし、公共の利益の観点から強い社会的要請等がある場合には、許諾相手方又は関係機関との協議のうえ、減額または無償とすることができる。

実施料の具体的な価額等については、その技術の特性等に応じ、実施することにより得られる価値に相応しいものとするとともに、技術の普及や社会資本整備の促進等の妨げにならないよう適切に設定する。

(3) 技術支援

技術移転された権利を企業等が有効に活用するためには、それに関連する知見・データなどの付随する情報が必要となる場合がある。

そのため研究所は技術移転先の要請がある場合は、必要に応じて情報提供等の技術支援を行う。

7. 外部機関との連携

外部機関との連携は、知的財産の創出だけでなく、技術移転や活用による社会への還元においても有効な方法である。研究所は、外部の機関との連携を積極的に図るものとし、研究所単独で行う場合と比較して、効率的であり、かつ優れた成果が得られる共同研究、受託研究及び委託研究（以下「連携研究」という。）により、優れた知的財産を創出し、適切に権利化し、研究開発の成果の普及に努めるものとする。

連携研究に関わる知的財産及び知的財産権の帰属及び活用については、本ポリシー及び研究所の諸規程を踏まえ、連携研究の相手先と協議し、相互協力の観点から適正な契約等により行う。

8. 知的創造サイクルのための基盤整備

(1) 研修の実施

知的財産を戦略的に扱い、創出していくためには、それを担う人材を育成し確保することが極めて重要であり、研究所役職員それぞれが知的財産を尊重する精神を育成し知的財産に係る知識・能力を高めることが必要である。

そのため、知的財産に関する知識と創出向上に係る研修を適宜実施していくこととする。

(2) インセンティブの付与

研究所は、知的財産の積極的な権利化及び技術移転の促進のため、それらの創造主体である職員等に適切なインセンティブを与える。

9. 組織体制

研究所は、研究マネジメントにおいて、技術移転を見据えたより質の高い知的財産の創出を重要な責務とし、その権利化、技術移転による社会への還元を促進するため、組織的に一貫した対応を行う。

そのため関係組織は効果的な研究計画の策定を行い、プロジェクトライフサイクルの各ステージにおいて達成状況を評価し、適宜、研究計画の見直しを行う等、マネジメントを適切に実施する。

職務発明の認定をはじめ知的財産に係る重要事項の審議は、別に定める規程等に則り行うものとする。

また、関係組織は連携し、研究成果として創出された知的財産の権利化に努め、必要に応じ、専門家の助言等を踏まえつつ、その技術移転を推進する。

加えて、研究開発評価においても、知的財産権の観点を取り入れる必要がある。

10. 知的財産収入の活用

研究所が保有する知的財産権の実施又は譲渡にて得た収入については、知的創造サイクルを活発に循環させていくための財源等、有効に活用していくものとする。

11. 知的財産の情報管理

(1) 連携外部機関との秘密保持契約等の締結

研究所は、連携研究や技術移転に当たって、研究所が保有する知的財産の不用意な流出を防ぎ、また、相手機関の秘密情報の不適切な取り扱いによって相手機関の利益を侵害しないようにするため、秘密保持契約等を締結し、情報の厳重な管理に努める。

(2) 新規性喪失の防止

研究所は、創出した知的財産の適切な権利確保に努め、所要の手続き前に学会発表を行う等の情報流出による新規性喪失が生じないように注意する。

附 則

このポリシーは、平成28年 4月 1日から適用する。